

被災者の方は窓口にお申し出ください

7月から保険証・免除証明書が必要です

7月からの医療機関窓口の取り扱い

◎保険証と免除証明書が必要です

3月11日の東日本大震災から6月いっぱいまで、医療機関窓口で被災の申し立てを行い、一覧表に該当した場合に、保険証がなくても保険で治療が受けられ、負担金も免除されました。

7月からは保険証が必要になります。また負担金なしで治療を受ける場合は「免除証明書」が必要になります。

◎医療費の負担金が免除される方は一覧表に示した方です

一覧表をご覧ください。

◎今すぐ保険証と免除証明書を申請しましょう

保険証のない方、一覧表に該当する方は、お住まいの市町村または仕事先に相談し、保険証と「免除証明書」を発行してもらいましょう。

◎3月11日以降に負担した医療費の払い戻しを受けられます

一覧表に該当する方は、3月11日以降に医療機関に支払った医療費の払い戻しを受けられる場合があります。お住まいの市町村、または仕事先に相談しましょう。

医療機関名

医療費の負担金が免除される方

1 2 の両方に当てはまる方が対象です。

1 以下の7つのいずれかにあてはまる方

- ① 住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- ② 主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った方
- ③ 主たる生計維持者が行方不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
- ⑥ 原子力発電所の事故に伴い、政府の避難指示や屋内退避指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている（又は対象となっていた）方
- ⑦ ①～⑥に準ずるものとして保険者が認めた方

2 平成23年3月11日に被災区域に住所があった方

※以下の市町村が対象になる被災地域です。

※3月11日の震災以降、他の市町村にお住まいを移した方も対象です。

岩手県	全34市町村	宮城県	全35市町村
福島県	全59市町村	青森県	八戸市、三沢市、上北郡おいらせ町、三戸郡階上町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町、古河市、結城市		
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、足利市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町		
千葉県	旭市、香取市、山武市又は山武郡九十九里町、横芝光町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市、銚子市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、佐倉市、東金市、八千代市、印西市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町、香取郡多古町、東庄町		
長野県	下水内郡栄村	新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町